

ふるさと納税Q&A

Q1 「ふるさと納税」とは、ふるさとへ税金を納めることですか？

「納税」と言っていますが、税金ではなく「寄附」になります。

住民税は1月1日現在お住まいの市区町村に納めるのが原則ですが、納税者の人が御所市に寄附をすることで、住所地に納める住民税が軽減され、結果的に住民税の一部を御所市に納税したのと同じようなイメージになるため「ふるさと納税」と呼ばれています。

Q2 「ふるさと」とは、出身地や過去の居住地のことですか？

この制度では、皆さんが「応援したい」と思うところが「ふるさと」です。つまり、全国どこの市区町村又は都道府県でも自由に選ぶことができます。

Q3 御所市に住んでいて、御所市に寄附をしても「ふるさと納税」になりますか？

御所市にお住まいの人が、御所市に寄附をしても「ふるさと納税」であり、税控除の適用を受けることができます。

なお、御所市にとっても、市民の人がこの制度を利用して御所市に寄附をしていただくことによって、税の軽減により市の住民税が減る分よりも、寄附によって増える収入の方がはるかに大きくなりますので、ぜひご協力をお願いします。

Q4 御所市へ「ふるさと納税」するには、どのようにすればいいのですか？

まず、『ふるさとごせ応援寄附金申込書』を郵便、ファックス、Eメールあるいは持参等により、税務課へ提出してください。申込書受領後、納付書等必要書類をお送りします。(申込書は御所市ホームページからダウンロードすることもできます。)

《寄附金の納入方法》

①御所市指定・収納代理金融機関からの振込み(振込手数料は不要です。)

指 定金融機関	南都銀行本支店
収納代理金融機関	三菱東京UFJ銀行本支店、三井住友銀行本支店、りそな銀行本支店、大和信用金庫、奈良県農業協同組合本支店及び出張所、近畿大阪銀行本支店、近畿労働金庫本支店

※市からお送りする納付書をお使いください。

②ゆうちょ銀行・郵便局からの振込み(振込手数料は不要です。)

※市からお送りする納付書をお使いください。

③現金書留での払い込み(郵便料は寄附をする人のご負担となります。)

④現金を税務課までご持参いただく

Q5 寄附金の使い道を指定して寄附をすることができますか？

できます。御所市では、①財政健全化、②教育・文化・スポーツの振興、③保健・医療・福祉の充実、④市長におまかせの4つのメニューを用意していますので、この中から指定していただくことになります。

一般的に税金は使い道を指定して納税できませんが、「ふるさと納税」は、御所市のまちづくりの中で応援したい事業など、あらかじめ使い道を指定できます。

Q6 寄附金の額は、いくらでもよいのですか？

いくらでも結構ですが、寄附金控除の適用下限額が2千円ですので、2千円以下の寄附は税の控除を受けることができません。また、住民税の所得割額のおおむね2割が税額控除の上限となります。

Q7 「ふるさと納税」をすると、どのくらい税金が控除されるのですか？

寄附金のうち2千円を超える部分について、住民税所得割額のおおむね2割を上限として、住民税と所得税から全額控除されます。

例) サラリーマンで給与収入700万円、妻と子ども2人を扶養している人が、御所市に3万円寄附した場合、住民税と所得税から2万8千円(3万円-2千円)分が控除され、最終的な自己負担額は2千円になります。

Q8 控除されたお金はいつ戻ってきますか？

ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象でない方及びふるさと納税ワンストップ特例を申請しない方については、当年の1月～12月に行ったふるさと納税についての確定申告を、翌年の2月～3月に行う必要があります。

確定申告を行うと、ふるさと納税を行った年の所得税からの控除(還付)と、ふるさと納税を行った翌年度の住民税からの控除(住民税の減額)が受けられます。

また、ふるさと納税ワンストップ特例が適用される方は、確定申告を行う必要はありません。この場合は、所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額が、ふるさと納税を行った翌年度の住民税の減額という形で控除されます。

Q9 確定申告を行う必要がありますか？

原則として、寄附金控除を受けるためには確定申告を行う必要があります。

なお、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくても寄附金控除が受けられる特例的な仕組みである「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することができます。

ただし、適用を受けられるのは、確定申告の不要な給与所得者等で、ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内である場合等に限られます。

ふるさと納税ワンストップ特例制度については詳しくはこちら [\(PDF\)](#)

Q10 確定申告をしない場合は、どうしたらいいのですか？

寄附をした年の翌年1月1日現在の住所地の市区町村で住民税の申告を行えば、住民税の控除を受けることができます。ただし、この場合、所得税の控除は受けられませんのでご注意ください。